

災害時孤立対策事業（ふるさとレスキュー拡充分）について

1. 経過及び目的

平成24年度から、消防署所から遠隔地にある中山間地において、災害時の救助者や傷病者発生や孤立に備えるため、消防団員を中心とした「ふるさとレスキュー」を創設してきたが、能登半島地震等の大規模災害で地域が孤立する状況を受け、災害による孤立時に公的支援が届くまで、ふるさとレスキューによる命をつなぐ取組みを推進し、地域の救助能力を向上させる。

2. 事業実施方法

京都府が、各地域のふるさとレスキュー※に**事業委託**して実施

(※消防団員を中心に、自主防災組織、自治会役員、民生委員その他地域人材で構成)

(注) わがまちの消防団強化交付金のメニューとはしません。

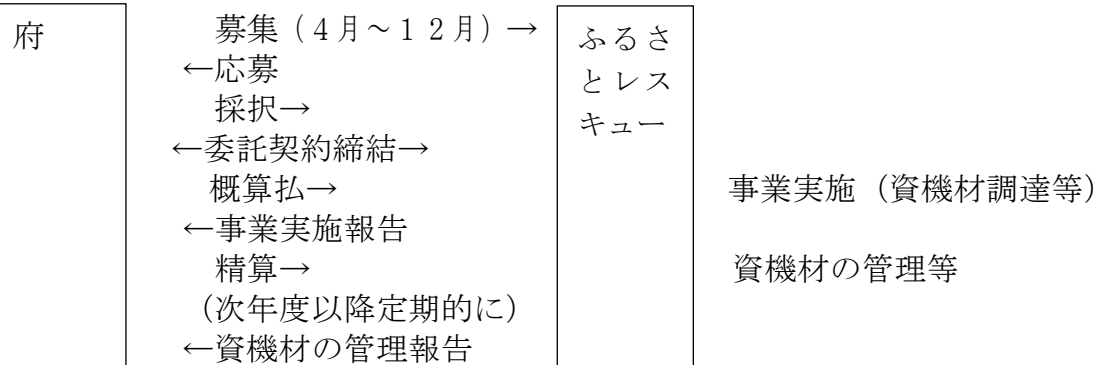
3. 事業内容

大規模災害時の孤立対策となる機器（可搬型発電機、通信機器等）の設置など。1委託事業あたり上限200千円（ただし、府予算の範囲内）

各ふるさとレスキューが、地域の実情、ニーズに応じて、地域で話し合い、具体の活動内容を決定。

- (例)
- ・可搬型発電機等の整備
 - 孤立地域の停電に備え、ふるさとレスキューの活動拠点や地域の避難所となる公民館や消防団詰所等へ配備する。
 - ・集落内の器具庫等の耐震機能の向上や必要となる小修繕
 - 地域の救助資機材庫となる集会所や消防団詰所等を、耐震ドア設置等によって補強することにより、災害時の資機材の活用を担保し地域の救助能力を高める。
 - ・通信機器等の整備
 - 災害発生時の通信途絶に備えて衛星通信設備等を設置し、災害発生時の通信手段を確保する。

(手順)



※契約書締結に伴う印紙代については、御負担いただきます。